

# 長崎市消費者センター

## 長崎市消費者を守るネット通信(第46号)

警戒情報

配信日 平成24年7月5日

### 「このままでは排水管から吹き出る」 ～点検商法にはご注意を！～

#### 〈相談事例〉

近所で排水管の洗浄をしているという業者が挨拶に訪れた。ついでにお宅もと言い、敷地内の排水管のふたを開け内部を点検させた。内部を見た業者に「お宅のは汚れている。このままだと吹き出るから1万円で掃除をします」と言われたため、掃除を依頼した。我が家の水道を使い、30分程で作業は終わり、業者は「排水管のパイプを勢いよく掃除したので床下のパイプのネジが外れていないか点検したい。また後日伺います」と言い、そのまま帰って行った。しかし、冷静になってみると1万円が他と比べて高いのかどうか分からないし、後日の点検が有料かどうか心配なので断りたい。

#### ★消費者センターからのアドバイス

- 1 訪問販売の場合、本当に必要なものなのか、金額は妥当かなど冷静に考える余裕もなく契約してしまいがちになるため注意しましょう。
- 2 訪問販売で契約した場合、事例にあるように排水管掃除の作業が完了している場合でも、書面を受け取った日から8日間はクーリング・オフ（無条件解約）ができます。
- 3 事例では、業者は後日点検のために来ることになっていますが、実際には別の高額な床下換気扇の設置や、白蟻防止工事などの契約を迫られる事例もあり、上記事例でも同様の勧誘が予想されます。
- 4 不審な勧誘があった場合には、その場で契約せず、家族や知人に相談するなど十分に検討しましょう。

※おかしいなと思ったときは、すぐに消費者センターにご相談ください。

**長崎市消費者センター**（長崎市築町3番18号 メルカつきまち4階）

相談専用電話 **095-829-1234**

[相談受付時間] 平日(火曜日～金曜日)…午前10時～午後5時

**土曜日、日曜日、祝日** …午前10時～午後5時

※月曜日は休業日です(月曜日が祝日のときは開館し翌平日が休業です)